

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子保健管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県守谷市長

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査等に関する事務を行う。 これらの事務のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、次に掲げるものとする。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 ⑩養育医療の費用の徴収 ⑪子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 番号法別表第一の主務省令で定める命令(内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 69の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第38条の3  【情報照会の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 69の2, 70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第38条の3, 第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市保健福祉部保健センター(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市保健福祉部保健センター(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成29年6月19日	評価実施機関における担当部署②所属長	高田 明美	樋口 友広
平成29年6月19日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児訪問	母子保健法(昭和40年法律第141号)母子健康手帳の交付、新生児等の健康診査等、母性並びに乳児の健 び増進に関する施策を実施する事 届出等は窓口、郵送、およびサー 子申請機能で受領する。 通知には郵送、マイナポータルの で通知する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児訪問
平成29年6月19日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム(母子保健)、団名システム、中間サーバ、サービス申請機能(マイナポータル)
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	保健センター所長 樋口 友広	保健センター所長
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月8日 時点	令和元年6月1日 時点
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月8日 時点	令和元年6月1日 時点
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載
令和4年3月1日	I-1-② 事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 通知には郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児訪問	母子保健法(昭和40年法律第141号)保健指導、新生児の訪問指導、健 関する事務を行う。 これらの事務のうち、行政手続きに の個人を識別するための番号の利 用法律(以下「番号法」という。)及 における特定の個人を識別するた 利用等に関する法律別表第一の主 める事務を定める命令に基づき、 ファイルを取り扱う事務は、次に掲 る。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付若しくは養育医 費用の支給 ⑩養育医療の費用の徴収 ⑪子育て世代包括支援センターの に関する事務
令和4年3月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	記載なし	母子保健業務ファイル

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和4年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 第19条7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第 19条、30条、44条</p> <p>【情報照会の根拠】 第19条7号、別表第二 70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第 39条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 69の 番号法別表第二の主務省令で定め 情報を定める命令(内閣府・総務省 38条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 69の 番号法別表第二の主務省令で定め 情報を定める命令(内閣府・総務省 38条の3, 第39条</p>
令和4年3月1日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番 地の1 0297-45-1111)	守谷市保健福祉部保健センター(茨 本町631番地の1 0297-48-6000)
令和4年3月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点
令和4年3月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点

	提出時期	提出時期に係る説明
	事後	
号)に基づき、 訪問指導や 康の保持及 務を行う。 ズス検索・電 知らせ機能	事前	
体内統合宛 検索・電子	事前	
	事前	
	事後	
	事後	
	事後	様式変更に伴う記載
号)に基づき、 康診査等に における特定 用等に関する 行政手続き めの番号の 務省令で定 定個人情報 げるものとす	事後	
療に要する		
事業の実施		
	事後	

	提出時期	提出時期に係る説明
〇2 りる事務及び い令第7号)第	事後	
〇2, 70項 りる事務及び い令第7号)第		
茨城県守谷市 〇)	事後	
	事後	
	事後	